

○那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例

平成7年3月31日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、母子及び父子家庭等(以下「母子家庭等」という。)に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 母子家庭の母 次に掲げる者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項の配偶者のない女子であつて、規則で定める児童を監護しているもの

イ 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第1条の2第2号の児童の母であつて、当該児童を監護しているもの。ただし、同号の父以外の者と婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号イにおいて同じ。)している者を除く。

(3) 父子家庭の父 次に掲げる者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の配偶者のない男子であつて、規則で定める児童を監護しているもの

イ 児童扶養手当法施行令第2条第2号の児童の父であつて、当該児童を監護しているもの。ただし、同号の母以外の者と婚姻している者を除く。

(4) 養育者 父母が死亡した児童又は父母が監護しない児童で規則で定めるものを養育(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)する者をいう。

(5) 保護者 前3号に掲げる者(規則で定める者を除く。)をいう。

(6) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(7) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費の対象となる療養費その他医

療に関する法令の規定による医療に要する費用をいう。

(8) 一部負担金 母子家庭等に係る医療費のうち、医療保険各法その他医療に関する法令の規定により負担すべき額をいう。

(9) 保険医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局

イ 指定訪問看護ステーション(健康保険法第88条第1項の指定訪問看護事業者又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。)

ウ その他市長が定める病院、診療所又は薬局

(助成対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者

(2) 本市に住所を有する者(母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童のうち、本市の区域外に住所を有するものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 母子家庭の母又は父子家庭の父

イ アに規定する者の児童

ウ 養育者が養育する前条第4号に規定する児童

エ 規則で定める養育者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項の障害児を除く。

(3) 児童福祉法第27条第1項第3号の小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号の里親に委託されている者

(4) 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)により医療費の助成を受けることができる者

(5) 那覇市子ども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)により医療費の助成を受けることができる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 市長は、助成対象者に係る医療費につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額(高額療養費、附加給付等及び高額介護合算療養費があるときは、その額を控除した額)から規則で定め

る額を控除した額を助成する。ただし、法令等の規定により国又は他の地方公共団体の負担による医療費に関する給付が行われたときは、その限度において助成しない。

(助成の制限)

第5条 医療費の助成は、次の各号のいずれかに該当するときは、11月1日から翌年の10月31日までの間
は行わない。

(1) 保護者の前年の所得(1月から10月までに申請する者については、前々年の所得。次号において
同じ。)が規則で定める額以上であるとき。

(2) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶
養義務者でその保護者と生計を同じくするものの前年の所得が、当該配偶者又は扶養義務者の扶養
親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者の所有する住宅その他の財産等につき、災害により
損害を生じた場合等の規則に定める場合にあつては、同項の規定は適用しない。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定めるところによる。

(受給資格認定及び受給者証の交付)

第6条 第8条第1項の規定による助成金の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、
市長に申請し、助成対象者に係る受給資格の認定及び受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、第3条に規定する要件に該当し、かつ、前条
第1項各号に規定する要件に該当しないと認めるときは、受給者証を交付する。

(受給者証の有効期間)

第7条 受給者証の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、最初に交付される受
給者証については、受給者証の交付申請の日(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から
転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定
めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行った場合は、本市に住所を定めた日)
から、その後最初に到来する10月31日までとする。

2 受給資格を失った場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生した日の前日(死亡した場合
は、当該死亡した日)までとする。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、保護者からの申請に基づき、保護者に助成金を支給することにより行うもの
とする。

2 前項の申請は、受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)が医療を受けた日の属す
る月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

(届出の義務等)

第9条 保護者は、第6条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市
長に届け出なければならない。

2 保護者は、その家庭に属する受給資格者の現況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 市長は、保護者が前2項の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる。
(資料の提供等)

第10条 市長は、この条例の規定による医療費の助成に関し必要があると認めるときは、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(受給資格の消滅)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格は、消滅する。

(1) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき。

(2) 保護者が第9条第2項の規定による届出を当該届出をすべき期間の末日の翌日から起算して2年以内に行わないとき。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであり、保護者又は受給資格者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償の支払を受けたときは、その支払を受けた限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 保護者は、医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正行為により助成金の支給を受けた者がいるときは、その者からその助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において助成対象者である者については、第6条及び第7条の規定にかかわらず、平成7年6月30日までに受給資格の認定及び受給者証の交付を受けたときは、施行日にそ及して助成を受けることができる。

付 則(平成11年10月1日条例第33号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

付 則(平成18年9月25日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第7号の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成19年9月28日条例第29号)

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の規定は、平成19年12月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成20年3月28日条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行し、改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第3条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

付 則(平成21年3月27日条例第9号抄)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成21年9月30日条例第34号抄)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

付 則(平成24年7月2日条例第29号)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の規定は、平成24年8月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、同項ただし書の本市に住所を定めた日が平成24年7月18日から同月31日までの間にある者であって当該住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行ったものに係る受給者証の有効期間は、平成24年8月1日から平成25年7月31日までとする。

付 則(平成25年12月27日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日において改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(以下「新条例」という。)第2条第2号イ又は第3号イの規定により新たに助成対象者となる者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものの受給者証の有効期間の始期は、新条例第7条第1項ただし書の規定にかかわらず、平成26年1月1日とする。
 - (1) この条例の施行日において本市に住所を有し、児童扶養手当を受給していること。
 - (2) 平成26年1月31日までに新条例第6条第1項の規定による申請を行っていること。
 - (3) 前号の申請による受給者証の交付があったこと。

付 則(平成26年9月30日条例第44号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(平成29年12月28日条例第30号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施

行する。

付 則(平成31年3月20日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第1項の改正規定(同項第1号及び第2号に係る部分に限る。) 平成31年4月1日

(2) 第5条第1項の改正規定(同項第1号及び第2号に係る部分を除く。)及び次項から付則第4項までの規定 平成31年7月1日

(3) 第7条第1項の改正規定 平成31年8月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に改正前の第5条第1項の規定による助成の制限を受けている者に係る当該制限の期間については、なお従前の例による。

3 平成31年7月31日において現に前項の助成の制限を受けている者が、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第9条第2項の規定による届出を行い、改正後の第5条第1項各号のいずれかに該当するとされた場合に係る同項の規定の適用については、同項中「11月1日から翌年の10月31日まで」とあるのは、「8月1日から翌年の10月31日まで」とする。

4 平成31年7月31日までを有効期間とする受給者証の交付を受けている者(助成対象者としての資格要件を欠いていない者に限る。)に対し平成31年度において交付する受給者証については、改正前の第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年8月1日から同年10月31日までを有効期間とすることができるものとする。前項に規定する助成の制限を受けている者が、同項の届出を行い、改正後の第5条第1項の規定の適用を受けないこととなった場合についても、同様とする。